

トラブルに合わないために!

消費者被害

について知ろう



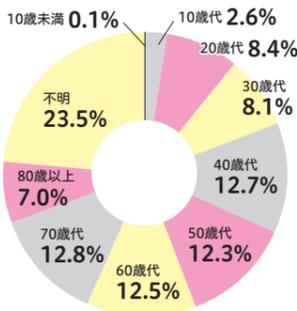
近年、消費者に不利な契約を結ばせる悪質商法が増加! また、4月からの成年年齢引き下げによって、社会経験の浅い若者がターゲットになる恐れもあります。消費者被害の事例や注意点を、トラブルを未然に防ぎましょう。

岐阜県の年間相談件数は13,155件!

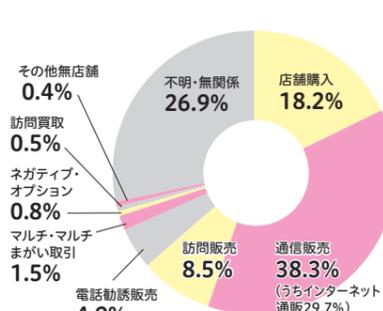


岐阜県では、1年間で消費者被害の相談が13,155件も寄せられています(令和2年度)。件数は前年より4.9%増加し、特に60歳以上が32.3%を占めます。また、20歳以上の若い世代も消費者被害に遭いやすい傾向があるので、注意が必要です。

R2年度 年代別相談件数



R2年度 販売購入形態別相談件数



[出典:岐阜県環境生活部県民生活相談センター]

身近にもこんなに!

組合員の消費者被害の体験談

気づいて!!



●フィッシング詐欺

体験談

1人暮らしをしている長女の携帯に、フィッシング詐欺のメールが。寝ぼけていた娘は指示通りクレジットカードの情報を教えてしまい、後日、カード決済で買い物を買ってしまいました。すぐにクレジットカードを停止し、カード会社と警察に連絡しました。支払いはしなくても済んだようです。(岐阜市 なあちゃんさん)

●架空請求

体験談

母親が「私は絶対被害にあわない」と言いながら、電話で騙されました。しかも、父親が「それはだめだ、電話を切りなさい!」と言っているのに、「うるさい!」と言って電話を続けたそうです。振込口座が取引のない銀行だったので、母がそれを伝えたところ「チツ」と言われたそうです。それで目が覚めて断りました。相手もそんなレベルの詐欺でしたのでよかったです。「自分は絶対大丈夫」と言いながら被害にあう人もいます。怖いですね。(多治見市 Midoriさん)

●悪質な訪問販売

体験談

30年前の出産後まもなくのころ。子どもの様子を伺う形で上がり込んで来た人が、化粧品のセールスをはじめました。品物の封をどんどん切って売りつけてきました。すぐに営業所に電話をして、二度と来ないように言いました。(恵那市 万作さん)

●キャッチセールス商法

体験談

上京したてのころ、よくキャッチセールスにあいました。契約したのもありますし、クーリング・オフできたのもありました。たぶん、おのぼりさんにみえていたんだな~と思います。苦い経験でしたが、これで子どもにちゃんと注意することができるので結果オーライです。クーリング・オフの制度をよく知っておくことが大事だと思います。(高山市 ほそみさん)

●通信販売トラブル

体験談

オンラインでお得にお試しするつもりで注文したシャンプーが、その後、定期購入になっていて驚きました。調べたら、同様の被害が多数ありました。なかなか電話も繋がらないため、メールで返品と解約希望の旨を伝え、数日後、担当者から対応があり、事なきを得ました。安易にネットショッピングすることは気をつけないといけませんね。(可児市 さゆなおままさん)

こんなトラブルに注意しよう!

●かたり商法

公的機関を思わせる服装や証明書などで信用させ、消火器やガス警報器などの取り付け義務を偽るなどして、商品を売りつけます。



●悪質な通信販売

広告やインターネットを見て商品を申し込んだ後、身に覚えのない請求が来る、代金を払っても商品が届かないなどの被害が起こります。



●電話勧誘販売

自宅や職場に電話をかけて勧誘する販売方法です。はっきりと断れず、あいまいな返事をしてトラブルになるケースが増えています。



●フィッシング詐欺

公的機関や有名企業の名前でメールを送信し、偽のウェブサイトへ誘導して、クレジットカード情報などの重要な個人情報盗みます。



●ネガティブオプション(送りつけ商法)

申し込みをしていないのに、一方的に商品が送られてきます。特に本や雑誌、絵画などが多いです。



●連鎖販売取引(マルチ商法)

知人などを通じて販売網を広げる取引で、金銭的な被害はもちろん、人間関係も壊れてしまい、精神的にもダメージを受けます。



●不当・架空請求

利用した覚えがないのに、ハガキやメール、携帯電話などで利用料や通信料などを一方的に請求される手口です。



クーリング・オフとは?

クーリング・オフは、いったん契約した場合でも、契約をもう1度考え直すことができるように、一定期間であれば無条件に契約を撤回・解除できる制度です。期間は販売方法によって異なり、期間を過ぎても解約できる場合があるので、最寄りの消費生活相談窓口にご相談してみてください。

※解約できる期間は販売方法によって異なります。



岐阜県県民生活相談センターの相談員にお聞きしました!

最近相談が多くなっている消費者トラブルについて



社会経験の少ない若年層や、「お金」「健康」「孤独」といった不安を抱える高齢者は、悪質商法のターゲットになるおそれが高いです。

若年層に多いトラブル事例としては、SNSでの交流を通じたマルチ商法や情報商材での被害、高齢者においてはネット通販や電話勧誘販売などでの健康関連商品に関するトラブルが目立ちます。

いずれも将来の不安を煽り、副業的に高額な収入を手にした願望や老後の不安要素でもある健康を維持したい願望にうまくつけられるものです。相手方を特定できないケースも多く、被害に気が付くのが遅れると解決が困難な事案になる場合が多いため、注意が必要です。

トラブル防止のため、家族で気を付けるポイント



日頃からどんなことでも話をして不安や心配事を共有する。



家族に届く宅配の荷物の状況には気を配る。



頻繁にSNSで誰かとやり取りをしていたら、それとなく声掛けする。

高校2・3年生、大学1年生 2022年4月 から成年年齢が 20歳 から 18歳 に引き下げられます!!
のお子さんをお持ちの皆様へ

本人や家族が気を付けるべきことは?

成年年齢が18歳に引き下げられることで、これまで行使できた未成年取消※ができなくなります。経験が浅く、大人になりたての若者が悪質商法のターゲットとして狙われるおそれがあります。突然、見知らぬ異性からSNSを介してDMや電話を受けたり、付き合いの深くなかった友人から不自然に誘われることなどはそれらの勧誘のきっかけであることが多く、安易に応じないようにしましょう。



※民法では、未成年者が親の同意を得ずに契約した場合には、原則として契約を取り消すことができると定められています(未成年者取消権)。

18歳(成年)になったらできること

親の同意がなくても契約できる

- 一人暮らしの部屋を借りる
- 携帯電話の契約
- クレジットカードをつくる
- ローンを組む など

困ったときは、相談してください!

局番なしの 188

音声ガイダンスに従って郵便番号を入力するだけ。最寄りの消費生活相談窓口につながります。

あなたの「気づき」「見守り」が若年者の消費者トラブルを未然に防ぎます。

県民生活相談センターは (058)277-1003

月~金/8:30~17:00 土/9:00~17:00

※祝日、年末年始、OKBふれあい会館休館日を除く